

提案条例説明資料

（追加提出分）

令和6年12月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議 案 番 号	議 案 第 78 号																					
2	題 名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例																					
3	目的・理由	令和 6 年人事院勧告及び令和 6 年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合、一般職の職員の給料表、初任給調整手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料表について、所要の改正を行うものです。																					
4	概 要	1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条）																					
		(1) 特定任期付職員の給料月額の改正（第 7 条関係）																					
		<table><tr><td>号給</td><td>改正前</td><td colspan="2">改正後</td></tr><tr><td>1</td><td>380,000 円</td><td colspan="2">392,000 円（12,000 円増）</td></tr><tr><td>2</td><td>427,000 円</td><td colspan="2">440,000 円（13,000 円増）</td></tr><tr><td>3</td><td>477,000 円</td><td colspan="2">492,000 円（15,000 円増）</td></tr><tr><td>4</td><td>539,000 円</td><td colspan="2">555,000 円（16,000 円増）</td></tr></table>		号給	改正前	改正後		1	380,000 円	392,000 円（12,000 円増）		2	427,000 円	440,000 円（13,000 円増）		3	477,000 円	492,000 円（15,000 円増）		4	539,000 円	555,000 円（16,000 円増）	
		号給	改正前	改正後																			
1	380,000 円	392,000 円（12,000 円増）																					
2	427,000 円	440,000 円（13,000 円増）																					
3	477,000 円	492,000 円（15,000 円増）																					
4	539,000 円	555,000 円（16,000 円増）																					
(2) 期末手当の支給割合の改正（第 8 条関係）																							
		<table><tr><td rowspan="2">支給期</td><td rowspan="2">改正前</td><td colspan="2">改正後</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度以降</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>100 分の 170</td><td>100 分の 170</td><td>100 分の 172.5 (100 分の 2.5 増)</td></tr><tr><td>12 月期</td><td>100 分の 170</td><td>100 分の 175 (100 分の 5 増)</td><td>100 分の 172.5 (100 分の 2.5 減)</td></tr></table>		支給期	改正前	改正後		令和 6 年度	令和 7 年度以降	6 月期	100 分の 170	100 分の 170	100 分の 172.5 (100 分の 2.5 増)	12 月期	100 分の 170	100 分の 175 (100 分の 5 増)	100 分の 172.5 (100 分の 2.5 減)						
支給期	改正前	改正後																					
		令和 6 年度	令和 7 年度以降																				
6 月期	100 分の 170	100 分の 170	100 分の 172.5 (100 分の 2.5 増)																				
12 月期	100 分の 170	100 分の 175 (100 分の 5 増)	100 分の 172.5 (100 分の 2.5 減)																				
		2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条）																					
		(1) 給料表の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）																					
		ア 改正の概要																					
		国が令和 6 年 4 月 1 日から適用する俸給表（大卒程度に係る初任給を 23,800 円、高卒者に係る初任給を 21,400 円引上げ。これを踏まえ、若年層に重点を																					

置いた俸給表の引上げ改定）に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

(ア) 行政職 1 級から 7 級までの全ての職務の号給

(イ) 医療職 1 級から 4 級までの全ての職務の号給

(2) 初任給調整手当の改正（第 11 条関係）

国が令和 6 年 4 月 1 日から適用する支給月額の限度額に準じ改正する。

(改正前) 415,600 円

(改正後) 416,600 円（1,000 円増）

(3) 期末手当の支給割合の改正（第 26 条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

支給期	改正前	改正後	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月期	100 分の 122.5	100 分の 122.5	100 分の 125 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 122.5	100 分の 127.5 (100 分の 5 増)	100 分の 125 (100 分の 2.5 減)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

支給期	改正前	改正後	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月期	100 分の 68.75	100 分の 68.75	100 分の 70 (100 分の 1.25 増)
12 月期	100 分の 68.75	100 分の 71.25 (100 分の 2.5 増)	100 分の 70 (100 分の 1.25 減)

(4) 勤勉手当の支給割合の改正（第 29 条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

支給期	改正前	改正後	
		令和 6 年度	令和 7 年度以降
6 月期	100 分の 102.5	100 分の 102.5	100 分の 105 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 102.5	100 分の 107.5 (100 分の 5 増)	100 分の 105 (100 分の 2.5 減)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

			支給期	改正前	改正後	
					令和 6 年度	令和 7 年度以降
			6 月期	100 分の 48.75	100 分の 48.75	100 分の 50 (100 分の 1.25 増)
			12 月期	100 分の 48.75	100 分の 51.25 (100 分の 2.5 増)	100 分の 50 (100 分の 1.25 減)
		3	浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条）			
		(1)	給料表の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）			
		ア	改正の概要			
			国が令和 6 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準じ改正する。			
		イ	改正の対象範囲			
			(ア) 行政職 1 級及び 2 級の全ての職務の号給			
			(イ) 医療職 1 級及び 2 級の全ての職務の号給			
5	施行期日等	1	施行期日 公布の日			
		2	適用期日			
		(1)	給料月額、給料表及び初任給調整手当の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日			
		(2)	期末手当及び勤勉手当の改正規定 令和 6 年 12 月 1 日			

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議 案 番 号	議 案 第 79 号			
2	題 名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和 6 年人事院勧告、令和 6 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概 要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	改正前	改正後	
				令和 6 年度	令和 7 年度以降
				6 月期	100 分の 170
12 月期	100 分の 170	100 分の 175 (100 分の 5 増)	100 分の 172.5 (100 分の 2.5 減)		
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用期日 令和 6 年 12 月 1 日			

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議 案 番 号	議案第 80 号			
2	題 名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和 6 年人事院勧告、令和 6 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概 要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	改正前	改正後	
				令和 6 年度	令和 7 年度以降
				6 月期	100 分の 170
12 月期	100 分の 170	100 分の 175 (100 分の 5 増)	100 分の 172.5 (100 分の 2.5 減)		
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用期日 令和 6 年 12 月 1 日			